

平成20年度における海上保安庁が達成すべき目標に対する実績評価（概要）

平成20年度目標	平成20年度実績	平成20年度評定
<p>【1. 海上における治安の確保】</p> <p>・改正SOLAS条約の的確な実施等のテロ対策及び薬物・銃器の密輸事犯や密航事犯等の国際犯罪に関し、情報の収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するとともに、監視・捕捉・執行能力の強化を図るため、</p> <p>①情報収集・分析、的確な警備の実施、機動的な広域捜査等を推進するために必要な体制の整備を行うこと。</p> <p>②速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇・航空機の整備を行うこと。</p> <p>③国内外の関係機関との間において、情報交換、合同訓練等を実施し、連携の強化を図ること。</p>	<p>①平成20年度は、各管区国際刑事課等に組織犯罪情報分析官10名を増員し、情報分析体制を強化した。</p> <p>②平成20年度は、速力、夜間監視性能、捕捉性能等を向上させた巡視船11隻及び巡視艇16隻並びに夜間監視機能を備えた航空機5機を整備した。</p> <p>③平成20年度は、国際港湾において、各都道府県警察、入国管理局、税関、港湾管理者等とテロ対策のための合同訓練（平成20年10月、福岡における警察・消防等の6機関によるテロ対策合同訓練等）を実施するとともに、港湾危機管理（担当）官を中心に港湾保安委員会等の枠組みを活用し、関係機関との情報連絡、警戒、検査等の強化についての連携の強化を推進した。</p> <p>また、平成20年度は、東南アジアの海上治安機関の職員を招へいし、海上テロ及び海賊に係る情報交換、国際協力の強化を含む海上テロ及び海賊の防止のための効果的な対策について議論し、海上セキュリティ及び海賊対策の向上を図った。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>

<p>【2. 海難の救助】</p> <p>海難及び船舶からの海中転落について、緊急通報用番号「118番」の周知・定着、位置表示機能付携帯電話携行を推奨すること等により、発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合を平成22年までに80%以上となることを目指すこと。</p>	<p>平成20年の海難及び船舶からの海中転落について発生から2時間以内に海上保安庁が関知する割合は75%であった。</p>	<p>目標達成には一層の努力が必要である。</p>
<p>巡視艇の複数クルー制の拡充、機動救難体制の強化など沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進すること。</p>	<p>平成20年度は、29部署の巡視艇に複数クルー制を導入するとともに、美保航空基地に4名の機動救難士を配置するなど沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化が図られた。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>【3. 海上交通の安全確保】</p> <p>海難防止講習会の実施や海上交通センター等で行うAISを活用した航行支援システムの的確な運用等により、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとすること。</p>	<p>平成20年度における、ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数は、ゼロであった。</p>	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>
<p>【4. 海象の観測等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、内閣に設置された「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」（平成19年7月から「総合海洋政策本部幹事会」がその機能を継承）が策定した「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、地殻構造探査を大東島周辺海域で実施。 ・地震・火山活動に関する精度の高い事前情報を提供するため、地震や火山噴火の発生する可能性の高い場所及び時期を予測すべく、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域の海域1箇所における断層、並びに日本周辺海域に存在する海域火山1箇所について、情報の空白区域を減少させること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は、我が国周辺海域における大陸棚の限界延長の申請に必要な地形・地質に関するデータ等科学的基礎資料を整備するため、地殻構造探査を大東島周辺海域で実施した。 ・平成20年度は、地震や火山噴火の発生する可能性の高いプレート境界域の海域1箇所及び海域火山1箇所の調査を行い、情報の空白区域を減少させた。 	<p>目標は達成されたものと認められる。</p>